

指定混合肥料の生産を廃止した場合の手続き

宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班

指定混合肥料の生産を廃止した場合に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	指定混合肥料生産業者廃止届出書	2部 (正本・副本用)

【記載例】

様式第8号の3（日本工業規格A4）

(ハ) 指定混合肥料生産事業廃止届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

届出書に記載した年月日を記入してください。

宮城県知事 村井嘉浩 殿

住 所 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇-〇

氏 名 宮城肥料株式会社
代表取締役 宮城 太郎

「指定混合肥料生産業者届出書」を届け出た年月日を記載してください。
※直近に届け出た「変更届出書」の届出日ではありませんので、ご注意ください。

さきに平成/令和〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

令和〇年〇〇月〇〇日

「指定混合肥料生産業者届出書」で届け出た指定混合肥料の生産事業を廃止した年月日を記載してください。

2 生産していた指定混合肥料の名称

あおば配合肥料I号

「指定混合肥料生産業者届出書」の「2 肥料の名称」欄に記載した名称を記載してください。